

(仮称) 南田中図書館への指定管理者制度の導入について

平成 21 年 5 月開館予定の(仮称) 南田中図書館について、下記のとおり指定管理者制度を導入する。

記

1 理由

平成 16 年 3 月策定の「委託化・民営化方針」および平成 19 年 10 月策定の「第二次区立施設委託化・民営化実施計画」において、新設区立施設は原則として指定管理者制度を導入することとしており、指定管理者制度の導入により、開館日の拡大など区民ニーズに対する柔軟な対応や民間の発想による新たなサービスの提案など、効率的・効果的な施設運営管理が期待できるため。

2 導入による業務内容区分(例示)

(1) 区の業務

- ① 選書(一次選書は除く。)
- ② 電算システムに関すること
- ③ 一定金額以上の施設修理
- ④ 全館統一事項

(2) 指定管理者の業務

- ① (仮称) 南田中図書館サービス全般
- ② 一次選書
- ③ 多目的会議室の利用承認、不承認
- ④ 施設の維持管理

3 導入時期

平成 21 年 4 月から導入する。

4 今後の予定

平成 20 年第二回定例会	条例案提出
平成 20 年第四回定例会	指定管理者指定議案提出
平成 21 年 2 月	竣工
平成 21 年 4 月	指定管理者制度導入
平成 21 年 5 月	開館